

交付税の額、都の全区域を道府県とみなして同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した地方揮発油譲与税・石油ガス譲与税・森林環境譲与税・自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額（以下イ及び次号において「特定収入見込額」という。）を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに特定収入見込額の合算額

口 特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した地方税法（昭和二十一年法律第二百二十六号）第五条第二項各号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第二号の規定により都が課する税（以下ロにおいて「調整税」という。）並びに同法第七百三十五条第一項の規定により都が課する同法第五条第五項の税の収入見込額から調整税に係る当該収入見込額に地方自治法第二百八十二条第二項に規定する条例で定める割合を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額、特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した特別とん譲与税の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額及び特定収入見込額の合算額

二 道府県 地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額 同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から特定収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額及び特定収入見込額の合算額

三 指定都市 地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額（以下この号において「特定収入見込額」という。）を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに特定収入見込額の合算額

四 市町村（指定都市を除く。） 地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額（以下この号において「特定収入見込額」という。）を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに特定収入見込額の合算額

別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額（以下この号において「特定収入見込額」という。）を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに特定収入見込額の合算額

五 特別区 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百十条の十二第一項及び第二項の規定により算定した普通交付金の額、これららの規定により算定した基準財政収入額からこれらの規定により算定した自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額（以下この号において「特定収入見込額」という。）を控除した額の八十五分の百に相当する額並びに特定収入見込額の合算額（実質赤字額の算定に用いる歳入及び歳出の算定方法）

第十四条 法第五条の三第四項第二号に規定する政令で定めるところにより算定した歳入又は歳出は、一般会計及び特別会計のうち次に掲げるもの以外のものに係る歳入又は歳出で、これららの一般会計及び特別会計相互間の重複額を控除了した純計によるものとする。

一 法適用企業（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十一号）第二条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する公営企業をいう。以下同じ。）に係る特別会計

二 法非適用企業（第四十六条各号に掲げる事業を行ふ公営企業のうち、法適用企業以外のものをいう。以下同じ。）に係る特別会計

三 前二号に掲げるもののほか、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、農業共済事業その他事業の実施に伴う収入をもつて当該事業に要する費用を賄うべきものとして総務省令で定める事業に係る特別会計（起債に協議を要する法適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等）

第十五条 法第五条の三第五項第一号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額が第三号に掲げる額を超える場合において、その超える額とする。

一 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第十五条第二項の流動負債（以下この号及び次号において「流動負債」という。）の額から次に掲げる額の合算額を控除した額

イ 建設改良費等（公営企業の建設又は改良に要する経費及び当該経費に準ずる経費として、総務省令で定める経費をいう。以下この号、次号及び次条第一項第三号において同じ。）の財源に充てるために起こした地方債のうち、当該年度の前年度の末日において、流動負債として整理されているものの額

ロ 建設改良費等の財源に充てるためにした他の会計からの長期借入金のうち、当該年度の前年度の末日において、流動負債として整理されているものの額

ハ 当該年度の前年度の末日における一時借入金又は未払金で建設改良費等に係るものうち、その支払に充てるため当該年度において地方債を起こすこととしているもの又は他の会計からの長期借入金をすることとしているものの額

二 当該年度の前年度の末日における建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高から当該地方債のうち同日において流動負債として整理されているものの現在高を控除した額

三 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令第十四条の流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額を控除した額

法第五条の三第五項第一号の政令で定めるところにより算定した額は、零とする。

（起債に協議を要する法非適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等）

第十六条 法第五条の三第五項第二号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額

二 実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額から、これらの支払又は事業の財

源に充当することができる特定の歳入で当該年度の前年度に収入されなかつた部分に相当する額を控除した額

三 当該年度の前年度の末日における建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

法第五条の三第五項第二号の政令で定めるところにより算定した額は、零とする。

(地方債の届出の相手方等)

第十七条 法第五条の三第六項の規定による届出は、第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にするものとする。

2 法第五条の三第六項の規定による届出をしようとする地方公共団体は、事業区分ごとに次条に規定する事項を記載した届出書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 都道府県知事は、法第五条の三第六項の規定による届出を受けたときは、当該届出を取りまとめ、総務大臣の定める期間内に、総務大臣に報告しなければならない。

4 総務大臣は、法第五条の三第六項の規定による届出又は前項の規定による報告を受けたときは、当該届出又は報告に係る地方債の限度額及び資金を財務大臣に通知するものとする。ただし、当該届出又は報告に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。

(地方債の届出において明らかにすべき事項) 第十八条 法第五条の三第六項に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 起債対象事業に要する経費の総額

二 起債対象事業に要する経費に充てる財源の内訳

三 地方債の資金の借入先

四 当該届出に係る地方公共団体が当該年度において起こす地方債の予定額の総額

五 当該届出に係る地方公共団体の決算の状況

六 その他参考となるべき事項

(公的資金の種類)

第十八条の二 法第五条の三第七項に規定する政令で定める公的資金は、次に掲げる資金とする。

一 財政融資資金

二 地方公共団体金融機構の資金

（前二号に掲げるもののほか、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるもの）をいう。）が、法令の規定に基づき、特定の事業を行う地方公共団体に対して貸し付ける資金

（議会への事後報告で足りる場合）

第十九条 法第五条の三第九項ただし書に規定す

（地方債計画等）
る政令で定める場合は、地方公共団体の議会が成立しない場合又は地方自治法第百十三条规定書の場合においてなお会議を開くことができるときとする。

第二十一条 法第五条の三第十項に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 法第五条の三第十項に規定する地方債における

二　法第五条の三第十項に規定する地方債における起債の目的となる事業の内容を参考して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額

三　ける地方債の償還の財源を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額が第五条の三第十項に規定する地方債における

三 第五条の三第十項に規定する区分ごとの予定額を定める

基準（第四項において「同意等基準」という。）を定めようとするときは、その基本的事項について、あらかじめ、財務大臣に協議するものと

する。
総務大臣は、法第五条の三第十項に規定する
書類（次項において「地方賃計画」という。）

大臣に協議するものとする。

総務大臣は毎年度地方債計画の内容を考慮し、事業区分ごとに、地方債充当率（地方公債充当率）を定め、当該事業に係る

経費のうち地方債をもつてその財源とする部分の割合の上限となるべき率をいう。」を定め、同意等基準と併せてこれを公表するものとす

(地方債の許可手続) る。

第二十一条 法第五条の四第一項、第三項又は第四項の規定により、地方公共団体が地方債を起す

こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体があつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体があつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、事業区分ごとに申請書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを持出しなければならない。

都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。

総務大臣は、第一項に規定する許可又は前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可又は同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該許可又は同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聽かなければならぬ。

(起債許可団体の判定のための実質赤字額の額)

第二十二条 法第五条の四第一項第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、第十三条各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該年度の前年度について、当該各号に定めるところにより算定した額(以下この項において「標準財政規模の額」という。)に四十分の一を乗じて得た額とする。ただし、地方公共団体の標準財政規模の額が、五百億円未満二百億円以上の場合には標準財政規模の額に千億円を加えて得た額に百二十分の一を乗じて得た額とし、二百億円未満五十億円以上の場合にあつては標準財政規模の額に百億円を加えて得た額に三十分の一を乗じて得た額とし、五十億円未満の場合にあつては標準財政規模の額に十分の一を乗じて得た額とする。

(起債許可団体の判定のための実質公債費比率の数値)

第二十四条 総務大臣は、法第五条の四第一項第一号から第六号までの規定による指定に関し必ず四号から第六号までの規定による指定に関し必

要があると認めるときは、地方公共団体の長に對し、地方公共団体の財務に關係のある資料の他の資料の提出を求めることができる。

総務大臣は、法第五条の四第一項第四号から第六号までの規定により地方公共団体を指定するときには、あらかじめ、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める者の意見を聽かなければならない。

一 第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体 当該地方公共団体の長

二 第二条第一項第二号に掲げる地方公共団体 当該地方公共団体の長

第一項若しくは第六項又は第五条の四第一項若しくは第三項から第五項までの規定により當該地方公共団体の地方債の協議若しくは

出を受け又は許可をする都道府県知事
総務大臣は、法第五条の四第一項第四号から
第六号までの規定により地方公共団体を指定し
第六号までの規定により地方公共団体を指定し

たときは、その旨を告示するとともに、前項各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める者に通知しなければならない。

第二十五条 (起債許可団体の指定の解除についての準用)
前条第一項及び第三項の規定は、法第五条の四第二項の規定による解除について準用する。

用する。
(起債に許可を要する法適用企業の判定のため
の資金の不足額の算定方法等)

第二十六条 法第五条の四第三項第一号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の賃金の三割は、第一五二章一頁第一号文

の資金の不足額は、第十五条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合算額が同項第三号に掲げる額を超える場合において、その超える額とする。

2 法第五条の四第三項第一号の政令で定めるところにより算定した額は、公営競技以外の事業る。

を行う法適用企業にあつては当該年度の前年年度の営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額に十分の一を乗じて得た額とし、公営競

を行う法適用企業にあつては零とする。
(起債に許可を要する法非適用企業の判定のた
つに資本づく三項の算三二四よき)

第二十七条 法第五条の第四項第二号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額の算定方法等)

の資金の不足額は、第十六条第一項各号に掲げる額の合算額とする。

卷之三

營業収益に相当する収入の額を控除した額に十分の額を乗じて得た額とする。
(都が課する税が標準税率未満である場合の特別区の地方債の許可手続)

第二十八条 法第五条の四第五項に規定する許可を受けようとする特別区は、事業区分ごとに申請書を作成し、都知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

都知事は、法第五条の四第五項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。

総務大臣は、前項に規定する同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。

総務大臣は、第二項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聽かなければならぬ。

(地方公共団体の組合における起債の協議等についての特例)

第二十九条 地方公共団体の組合についての法第五条の三の規定の適用については、同条第三項に規定する協議不要対象団体(この項の規定により同条第三項に規定する協議不要対象団体とみなされる地方公共団体の組合を含む。)のみが加入する地方公共団体の組合を同項に規定する協議不要対象団体とみなす。

地方公共団体の組合についての法第五条の四の規定の適用については、同条第一項第一号に規定する地方公共団体(この項の規定により同号に規定する地方公共団体とみなされる地方公共団体の組合を含む。)が加入する地方公共団体の組合を同号に規定する地方公共団体と、第一条第一項第二号に規定する地方公共団体(この項の規定により同号に規定する地方公共団体とみなされる地方公共団体の組合を含む。)が加入する地方公共団体の組合を同号に規定する地 方公共団体とみなす。

(決算未提出期間における起債の協議等についての特例)

に提出されるまでの間における法第五条の三第三項及び第五条の四第一項の規定並びに第二二

第十五条规定により読み替えられた第十五条第一項

十八条第一項の申請書の様式は、総務省令で定める。

(地方債証券の応募額がその総額に達しない場合の特則)

（経過措置） 十八条第一項の申請書の様式は、総務省令で定める。

(地方債証券の応募額がその総額に達しない場合の特則)

<p>(経過措置)</p> <p>第三十二条の二 地方公営企業法第二条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する公営企業に係る会計処理の基準が同法の規定に基づく命令の制定又は改廃により変更された場合においては、第十五条及び第二十六条の規定の適用について、総務省令で、その変更に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。</p> <p>(募集の方法による地方債証券の発行)</p> <p>第三十三条 地方公共団体は、募集の方法によつて地方債証券を発行する場合においては、地方債証券申込証を作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>
<p>一 地方公共団体の名称</p>
<p>二 地方債証券の総額</p>
<p>三 地方債証券の発行の目的</p>
<p>四 地方債証券の券面金額</p>
<p>五 地方債証券の申込期日及び払込期日</p>
<p>六 地方債の利率</p>
<p>七 地方債の償還の方法及び期限</p>
<p>八 利息支払の方法及び期限</p>
<p>九 地方債証券の発行の価額</p>
<p>十 地方債証券を記名式又は無記名式に限つたときは、その旨</p>
<p>十一 地方債証券の募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号</p>
<p>十二 地方債証券の応募額が総額に達しない場合において、その残額を引き受けることを契約した者があるときは、その旨</p>
<p>十三 法第五条の七の規定による地方債であるときは、その事実及び各地方公共団体の負担住所を記載するものとする。</p>
<p>(地方債証券の受け取の場合の特則)</p>
<p>第三十四条 前条の規定は、契約により地方債証券の総額を引き受けける者がある場合においては、適用しない。地方債証券の募集の委託を受けた会社が自ら地方債証券の一部を引き受けける場合において、その一部についても、同様とする。</p>

(地方債証券の応募額がその総額に達しない場合の特則)

あるのは「数、第三十九条第二項に規定する振替口座」と読み替えるものとする。

前項において準用する第三十四条の規定の適用がある場合においては、振替地方債を引き受けようとする者は、その引受けの際に、自己のため開設された当該振替地方債の振替を行うための口座（次項及び次条第二項において「振替口座」という）を当該振替地方債を発行する地方公共団体に示さなければならない。

振替地方債の売出しに応じようとする者は、振替口座を当該振替地方債を起こす地方公共団体に示さなければならない。

（交付の方法による振替地方債の発行）
第三十条 地方公共団体は、交付の方法によつて振替地方債を起こす場合においては、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある旨を交付を受けようとする者に告げなければならぬ。前項の場合において、振替地方債の交付を受けようとする者は、振替口座を当該振替地方債を発行する地方公共団体に示さなければならない。

（地方債証券の記載事項）
第四十一条 地方債証券には、次に掲げる事項を記載し、地方公共団体の長がこれに記名押印しなければならない。

一 第三十三条第一項第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十号、第十一号、第十三号及び第十四号に掲げる事項

二 地方債証券の番号

三 地方債証券の発行の年月日

（地方債証券の記名式と無記名式との間の転換）
第四十二条 地方公共団体は、地方債権者の請求があつたときは、その記名式の地方債証券を記名式とし、又はその無記名式の地方債証券を記名式としなければならない。ただし、地方債証券を記載し、又は記録しなければならない。

（地方債証券の原簿）
第四十三条 地方公共団体は、その事務所に地方債証券原簿を備えて置かなければならない。

前項の地方債証券原簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 地方債証券又は振替地方債の発行の年月日

二 地方債証券の番号

三 地方債証券の記載事項

（地方債証券の記名式と無記名式との間の転換）
第四十四条 地方公共団体は、無記名式の地方債証券を償還する場合において、まだ支払期日の到来していない利札で欠けているものがあるときは、これに相当する金額を償還額から控除するものとする。

（国外地方債証券の特例）
第四十五条 国外地方債証券（本邦以外の地域において発行する地方債証券をいう。以下同じ。）の発行、国外地方債証券の記名式と無記名式との間の転換、国外地方債証券に関する帳簿並びに欠けている利札のある国外地方債証券の償還及び当該利札の所持人に対する支払については、概算払又は前金払によらないでこれを交付し、追加計算又は予備費支出によるもの及び災害その他臨時緊急の場合において交付するものについては、当該交付時期によらないで交付することができる。

（地方債証券原簿）
第四十六条 法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

一 水道事業

二 工業用水道事業

三 地方債証券の番号

四 第三十三条第一項第二号から第十一号まで

（第三十九条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項

五 振替地方債については、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある旨

六 元利金の支払に関する事項

七 地方公共団体は、地方債証券を記名式としたときは、前項に掲げる事項のほか、その地方債権者の氏名及び住所並びに取得の年月日を地方債証券原簿に記載し、又は記録しなければならない。

八 市場事業

九 宅地造成事業

十 と畜場事業

十一 観光施設事業

十二 公共下水道事業

（剩余额の計算方法）

四 地方公共団体は、記名式の地方債証券が質権の目的となつた旨を質権設定者から通知を受けたときは、質権者の氏名及び住所を地方債証券原簿に記載し、又は記録しなければならない。

五 地方公共団体は、地方債証券原簿を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。）をもつて作成することができる。

（地方債証券の利札が欠けている場合の特則）
第四十七条 法第七条第一項の剩余额は、当該年度において新たに生じた剩余额から、当該年度の翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額（継続費の支出財源として通次繰り越した金額を含む。以下同じ。）を控除して、これを計算する。

（公営企業に係る剩余额）
第四十八条 法第七条第三項の剩余额は、当該年度において新たに生じた剩余额から、次に掲げる金額の合計額を控除して、これを計算する。

一 当該年度の翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額

二 固定資産の原価償却に充てるべき金額

三 議会の定めるところにより積み立てるべき金額

（国の負担金等の交付時期）
第四十九条 国の負担金及び法第十六条の補助金は、毎年四月、七月、十月及び一月の四回に分けて、前金払又は概算払により、これを交付するものとする。ただし、当該負担金又は補助金のうち、支払期日の特定した地方公共団体の債務に対するもの及び小額のものについては、概算払又は前金払によらないでこれを交付し、追加計算又は予備費支出によるもの及び災害その他臨時緊急の場合において交付するものについては、当該交付時期によらないで交付することができる。

（都道府県が市町村に経費を負担させてはならない事業）
第五十条 法第二十六条第一項の規定により、地方交付税の額を減額し、又は既に交付した地方交付税の一部の返還を命ずる場合

（都道府県が市町村に経費を負担させてはならない事業）
第五十一条 法第二十七条の二に規定する事業で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第

二 条及び第十三条の規定により、国土交通

大臣又は都道府県が行う一般国道の新設、改

築及び災害復旧に関する工事

二 次に掲げる都道府県（道路法第三条第三

号の都道府県道をいう。以下この号において同じ。）の新設、改築及び災害復旧に関する工事

イ 道路法第五十六条の規定による国土交通

大臣の指定を受けた都道府県道

ロ イイに掲げるもののほか、資源の開発、産

業の振興その他の国の施策上特に整備を行ふ

四 砂防工事

三 必要があると認められる都道府県道

四 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第六

条第一項の規定により、主務大臣が都道府県

知事である海岸管理者に代わつて施行する海

岸保全施設の新設、改良及び災害復旧に関する工事

（市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費）
第五十二条 法第一一十七条の四に規定する経費で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 市町村の職員の給与に要する経費

二 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の建物の維持及び修繕に要する経費

金額算定の基礎を記載した文書をもつて、当該命令又は請求をしなければならない。

一 法第二十五条第二項（法第三十条において準用する場合を含む。）の規定により、負担金又は補助金の全部又は一部を交付せず、又は返還を命ずる場合

二 法第二十五条第三項（法第三十条において準用する場合を含む。）の規定により、負担金の全部又は一部を交付せず、又は返還を請求する場合

三 法第二十六条第一項の規定により、地方交付税の額を減額し、又は既に交付した地方交付税の一部の返還を命ずる場合

（都道府県が市町村に経費を負担させてはならない事業）
第五十三条 法第二十七条の二に規定する事業で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第

二 条及び第十三条の規定により、国土交通

大臣又は都道府県が行う一般国道の新設、改

築及び災害復旧に関する工事

二 次に掲げる都道府県（道路法第三条第三

号の都道府県道をいう。以下この号において同じ。）の新設、改築及び災害復旧に関する工事

イ 道路法第五十六条の規定による国土交通

大臣の指定を受けた都道府県道

ロ イイに掲げるもののほか、資源の開発、産

業の振興その他の国の施策上特に整備を行ふ

四 砂防工事

三 必要があると認められる都道府県道

四 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第六

条第一項の規定により、主務大臣が都道府県

知事である海岸管理者に代わつて施行する海

岸保全施設の新設、改良及び災害復旧に関する工事

（市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費）
第五十四条 法第一一十七条の四に規定する経費で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 市町村の職員の給与に要する経費

二 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の建物の維持及び修繕に要する経費

三 公共団体又は総務大臣は、その理由、金額及び

（国の負担金等を返還させる場合等の措置）
第五十五条 次に掲げる場合は、國の負担金等を返還せしめなければならない。

一 地方債証券又は振替地方債の発行の年月日

二 地方債証券又は振替地方債の発行の年月日

三 地方債証券の番号

（附則）
第五十六条 法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

一 水道事業

二 工業用水道事業

三 交通事業

第二項		地方自治法施行令第二百十条の十二	
基準財政収入額	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法により加算した額が準ずる算定方法における額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）	林環境特別交付金	林環境特別交付金（令和二年度及び令和三年度における標準的な規模の収入の額の特例）
機燃料課税及び航空機燃料譲与税	第十一條 令和二年度及び令和三年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	第十四條 附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二号）第三条の規定による改正前の地方特例交付税法等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読み替え後の地方交付税法第十四条」という。）に読み替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読み替え後の地方交付税法第十四条	（令和二年度及び令和三年度における標準的な規模の収入の額の特例）
イ号第一第	から同条		

及び森林、森林環境譲与税及び交通安全対策
環境譲与特別交付金

第十三条 令和四年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第一項及び第十一条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。
(令和五年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十四条 令和五年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第二項及び第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

第十五条 令和六年度から令和八年度までの各年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十六条 令和九年度以後の各年度における第一十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。
(令和九年度以後における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十七条 法第十条の四第七号に掲げる経費のうち、当分の間、地方公共団体が負担するものは、次に掲げるものとする。

一 農地又は採草放牧地の権利の移動についての農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三条第一項の農業委員会の許可に要する経費

二 農地の転用についての農地法第四条第一項の都道府県知事等(同項に規定する都道府県知事等をいう。次号において同じ。)の許可に要する経費

三 農地又は採草放牧地の転用のための権利の移動についての農地法第五条第一項の都道府県知事等の許可に要する経費

四 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等についての農地法第十八条第一項の都道府県知事の許可に要する経費

五 土地の状況等に関する農地法第五十条の農業委員会の報告に要する経費

附 則 (昭和二十八年三月三一日政令第五五号)

1 この政令は、公布の日から施行し、附則第一項の規定以外の規定は、昭和二十七年度分から適用する。

2 国庫負担地方職員に関する政令(昭和二十四年政令第八十五号)は、廃止する。

附 則 (昭和二八年八月一四日政令第一九一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二九年七月一日政令第一八八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三一年二月二一日政令第一二号)

この政令は、自治庁設置法の一部を改正する法律の施行の日(昭和三十五年七月一日)から施行する。

附 則 (昭和三五年六月三〇日政令第一八五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三五年七月一九日政令第二一〇号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中地方財政法施行令第十二条の改正規定は昭和三十五年九月一日から、同令第十六条の次に二条を加える規定は昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三六年九月二七日政令第三一二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三九年三月三〇日政令第四四号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、この政令は、法の施行の日(昭和四十年四月一日)から施行する。

附 則 (昭和三九年三月三〇日政令第四六号)

この政令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四〇年三月二九日政令第五七号)

1 (施行期日)
この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。
附 則 (昭和四一年五月一六日政令第二三
九号) 抄
(施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四一年七月五日政令第二三
三号) 抄
(施行期日)
この政令の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。
一及び二 略
三 令第一条から第七条までに係る改正規定
(第一条の二第一項中に加える改正規定を除く。) 令第八条の改正規定 (法第二十四条第一項) を「法第二十四条第二項」に改める部分を除く。), 令第十八条の二、第十九条、第二十五条、第二十八条第二項及び附則第十
一項の改正規定並びに附則第三条第二項から第四項まで、第四条、第五条、第十条及び第
十一条の規定 昭和四十二年四月一日
附 則 (昭和四四年八月一〇日政令第二
八号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四四年三月一八日政令第二
六号) 抄
この政令は、昭和四十四年四月一日から施行する。
附 則 (昭和四五年四月三〇日政令第一
〇二号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五〇年三月二二日政令第四
二号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五一年三月二二日政令第二五
号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五一年五月一五日政令第一
一五号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五一年二月二三日政令第一
三二六号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五一年二月二三日政令第一
三一七号) 抄
この政令は、昭和五十三年四月一日から施行する。
この政令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

(施行期日)	第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。
(適用区分)	第二条 改正後の附則第二条の規定は、この政令の施行の日以後に行われる公営競技に係る地方財政法第三十二条の二の規定により納付すべき納付金について適用し、同日前に行われた公営競技に係る同条の規定により納付すべき納付金については、なお従前の例による。
(施行期日)	第三条 この政令は、平成二十一年四月三〇日政令第一五三号)抄
(施行期日)	第一条 この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二十一年五月一三日政令第一七六号)抄	附 則 (平成二十一年七月四日政令第二九号)抄

(施行期日)	第一条 この政令は、公布の日から施行する。
(国の負担又は補助に関する経過措置)	第二条 第一条、第五条、第六条、第八条、第九条、第十二条及び第十四条から第十六条までの規定による改正後の次に掲げる政令の規定は、平成二十一年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助(平成二十年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)について適用し、平成二十年度以前の年度の予算に係る国の負担又は補助で平成二十年以降の年度に繰り越されたもの及び平成二十年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助については、なお従前の例による。
附 則 (平成二十一年七月一六日政令第二六六号)抄	附 則 (平成二十一年十月一日から施行する。)
附 則 (平成二十一年九月五日政令第二七六号)抄	附 則 (平成二十一年九月五日政令第二七六号)抄
附 則 (平成二十一年十月二二日政令第三三四号)抄	附 則 (平成二十一年十一月一一日政令第二八五号)抄

(施行期日)	第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年十一月三十日)から施行する。ただし、第一条(地方自治法施行令百七十九条及び別表第一道路法施行令昭和二十七年政令第四百七十九号)の項の改正規定を除く。)及び第二条並びに附則第三条から第五条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。
附 則 (平成二十四年一月二七日政令第一九号)抄	附 則 (平成二十四年一月二七日政令第一九号)抄
附 則 (平成二十四年二月一一日政令第一〇〇号)抄	附 則 (平成二十四年二月一一日政令第一〇〇号)抄
附 則 (平成二十四年三月三一日政令第一六号)抄	附 則 (平成二十四年三月三一日政令第一六号)抄
附 則 (平成二十四年四月一日政令第一三三条)抄	附 則 (平成二十四年四月一日政令第一三三条)抄

(施行期日)	第一条 この政令は、平成二十四年一月二七日政令第二〇二号)抄
(施行期日)	第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
附 則 (平成二十四年七月二六日政令第一二二号)抄	附 則 (平成二十四年七月二六日政令第一二二号)抄
附 則 (平成二十四年八月一日政令第一三三号)抄	附 則 (平成二十四年八月一日政令第一三三号)抄
附 則 (平成二十四年九月一日政令第一六二号)抄	附 則 (平成二十四年九月一日政令第一六二号)抄

